伊藤　正通　勝又　良一
鈴木　眞　関　敏榮
高山　一夫　中元　孝
本多　政行

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する
柿崎　規子　松田　剛　湯本　悟

従七位に叙する（各通）（以上十月六日）
（長野工業高等専門学校名誉教授）
二澤　久昭

従四位に叙する
石岡　博心　川邊　恭右　村上　孝二

従五位に叙する（各通）
香美　秀文　田邊　道人　永吉　亨
横山　健二　横山　忠市　渡邊　正文

正六位に叙する（各通）
秋山　博明　小松　元　坂口　勇
清水　利康　田中　雄二　角田　久
中島　和雄　長谷川　清　松下　利実

従六位に叙する（各通）
手島　次郎

正七位に叙する
蛯原　擴輝

従七位に叙する（以上十月七日）
（香川大学名誉教授）
佐藤　恒雄

正四位に叙する
（一等陸佐）
瀬戸口　淳
山脇　敏伸

正五位に叙する（各通）
有村　敏明　小杉　直
武山　光伸　松永　壽刀

従五位に叙する（各通）
井内　義親　尾川　佳己　丹羽　裕惠
正六位に叙する（各通）
亀井　澄夫　菊池　武熙　小池　信幸
後藤　源造　下坊　徹一　高橋　昌弘
丸山　廣士　室屋　修一　渡部　修治

従六位に叙する（各通）
市原　立美　津山　好玄

正七位に叙する（各通）
山田　正俊

従七位に叙する（以上十月八日）
（埼玉県議会議員）
淺井　明

従五位に叙する（各通）
吉岡　竜美

正六位に叙する（以上十月九日）
津脇　尚志

従五位に叙する（十月十一日）
小岩　良敬　衛藤　良憲
高野尾宏子　三上　優一
船橋　健藏

従六位に叙する（各通）
原　昭

正七位に叙する
湯本　悟

従七位に叙する（以上十月七日）
（長野工業高等専門学校名誉教授）
二澤　久昭

従四位に叙する
村上　孝二

従五位に叙する（各通）
永吉　亨
渡邊　正文

正六位に叙する（各通）
坂口　勇
角田　久
松下　利実

従六位に叙する（各通）
手島　次郎

正七位に叙する
蛯原　擴輝

従七位に叙する（以上十月七日）
（香川大学名誉教授）
佐藤　恒雄

正四位に叙する
（一等陸佐）
瀬戸口　淳
山脇　敏伸

正五位に叙する（各通）
有村　敏明　小杉　直
武山　光伸　松永　壽刀

従五位に叙する（各通）
井内　義親　尾川　佳己　丹羽　裕惠
正六位に叙する（各通）
亀井　澄夫　菊池　武熙　小池　信幸
後藤　源造　下坊　徹一　高橋　昌弘
丸山　廣士　室屋　修一　渡部　修治

従六位に叙する（各通）
市原　立美　津山　好玄

正七位に叙する（各通）
山田　正俊

従七位に叙する（以上十月八日）
（埼玉県議会議員）
淺井　明

従五位に叙する（各通）
吉岡　竜美

正六位に叙する（以上十月九日）
津脇　尚志

従五位に叙する（十月十一日）

○叙勲

旭日双光章を授ける
三上　優一

旭日単光章を授ける（以上十月八日）
（埼玉県議会議員）
淺井　明

旭日小綬章を授ける
中井　政喜　宮永　肇

旭日単光章を授ける（各通）（以上十月九日）
（名古屋大学名誉教授）
信義　江口　竹野　忠夫

瑞宝小綬章を授ける（各通）
青木　英雄　貝本　雄司
北島　昭　小岩　良敬
高橋　良正
（国土交通技官）
柳沢　賢司

瑞宝双光章を授ける（各通）
関　敏榮　湯本　悟

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月六日）
村上　孝二　横山　健二

瑞宝小綬章を授ける（各通）
坂口　勇　中島　和雄　松下　利実

瑞宝双光章を授ける（各通）
蛯原　擴輝　館岡　鉄夫　田中　雄二

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月七日）
（一等陸佐）
瀬戸口　淳
松永　壽刀

瑞宝小綬章を授ける（各通）
有村　敏明　尾川　佳己　小池　信幸
坂根功三郎　高橋　昌弘　丹羽　裕惠
山脇　敏伸

瑞宝双光章を授ける（各通）
瀬戸口正治　山田　正俊

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月八日）
（国土交通技官）
吉岡　竜美

瑞宝双光章を授ける（十月九日）

皇室事項

大綬章等勲章親授式

十一月十一日午前十時三十分、宮中において、大綬章等勲章親授式を行われ、尾辻秀久及び戸倉三郎に桐花大綬章を、尾池和夫及び武藤敏郎に瑞宝大綬章を、前田晃伸、蒲島郁夫、増子輝彦、竹中平藏、髙市拓及び深山卓也に旭日大綬章を、古谷一之に瑞宝大綬章を、ナーセル・アル・ムハンマド・アル・アフマド・アル・サバーハ、シャ・チョウテイ及びファン・ヴゲル・ズビリに旭日大綬章を授与された。

官庁事項

四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十四日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十六号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
宇和島市津島町岩松甲一四八九番一地先から同市津島町岩松甲一四七六番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十一月十四日
(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月14日

秋田労働局長　山本　博之

第４号中「１時間1,011円」を「１時間1,091円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月25日から効力を生ずる。

新潟労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月14日

新潟労働局長　福岡　洋志

第４号中「１時間1,015円」を「１時間1,053円」に改める。

石川労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成20年石川労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年11月14日

石川労働局長　八木　健一